

実 践 編（原木栽培用）

適用品目：ヒラタケ・シイタケ・ナメコ・クリタケ
エノキタケ・ヌメリスギタケ・アラゲキクラゲ

第9章 実践編について

9 - 1 実践編の策定にあたって

マニュアルでは、「顧客満足の実現を目指すISO9001品質マネジメントシステム」及び「健康危害防止を目指すHACCPシステム」の二つのシステムの考え方を一部取り入れ、きのこ類における食の安全・安心を確保するためのひとつのシステムとしています。(図 - 1)

実践編では、本システムを踏まえ、さらに環境への配慮、食の安全・安心の確保を行うために、きのこ類の生産場面に求められている現状における最大限の具体的な取り組みについて、原料、工程別に示しています。

そのため、実践編で具体的に示しました取り組みは、消費者のニーズ、社会情勢等を考慮し、より環境への配慮、食の安全・安心の確保を行うために、ステップアップしたものとなっています。

たとえば、重要管理点として農薬管理を位置づけていますが、実践編では、化学農薬を使用せずに生産を行うこととしています。

したがって、この実践編での農薬の管理は、使用しないことを管理することになります。

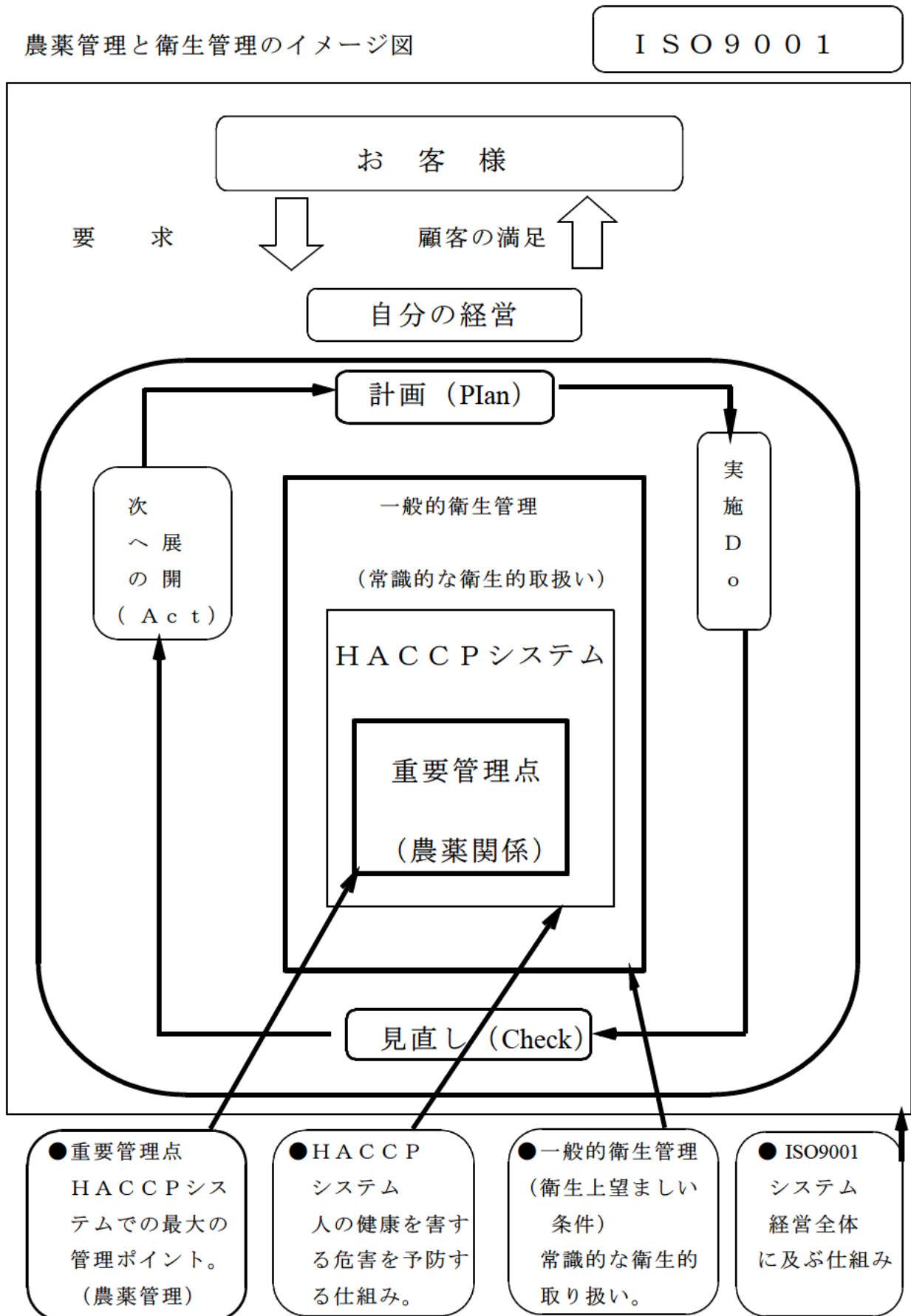
また、その他、使用する水の基準、原料が不明な栽培資材は使用しない等の基準も新たに示しています。

なお、各原料、工程の項目別に示した「**取り組み事項**」は、「**遵守事項**」と「**努力事項**」に2別して示しており、遵守事項は「必ず守るべき事項」として、努力事項は、「できるだけ守る目標事項」として位置づけています。

なお、実践編では、技術的なこと、原料、工程については、細部にわたって記述しておりませんが、これは、きのこ類の品目、品種、栽培時期等で、使用原料名、培養日数、培養温度、湿度等に生産者独自のノウハウがあり、一律に定められるものでは無いと判断したことによります。

実践編で示していない内容につきましても環境への配慮、食の安全・安心の確保が損なわれると判断されるものであれば、必然的に取り組む必要があります。

図-1 ISO9001とHACCPの関係は（全体像）



9 - 2 生産場所周囲環境条件等

(1) 立地条件

適切なほだ場・施設場所の確保については、重金属や化学物質汚染等による化学的有害や微生物等の生物学的有害などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認し、危険性が想定される場合には、ほだ場、施設場所として利用しない、若しくは万一に備え適切な措置を講じておきます。

(想定例 1)

過去に焼却場によるダイオキシン汚染が社会問題になったように、周辺地域に大気や水質に対し有害物質汚染を引き起こす可能性のある施設の周辺では、ほだ場を設けません。

(想定例 2)

過去の鉱物採取等により人為的な重金属汚染土壌の可能性のある場所では、ほだ場を設けません。

(想定例 3)

施設内を衛生的な環境に保つため、排水溝等により水はけを良くするとともに、雨水による流れ込みが防げるよう構造を工夫しておきます。

(想定例 4)

そ属昆虫類（特にねずみ等）の食害等により生産物への微生物汚染の危険性がある場合には、周囲に波板を埋設する等そ属昆虫類が施設内に侵入しないようにしておきます。

(想定例 5)

貯蔵施設や一時保存施設については、特に食品である生産物を保管する場所であることから、衛生的に保つとともに、そ属昆虫類の侵入防止措置を的確に行います。

以上は想定例ですが、周囲の環境等によって全て条件は異なりますので、普段からその周囲状況ごとに注意を払っておくことが大切です。

(2) 水

水は、きのこ類の生産場面においては、様々な場面で頻繁に使用されます。

病原微生物あるいは有害重金属に汚染された水を生産時に使用すると、直接的あるいは間接的な汚染原因になる可能性を否定することはできません。

また、水は施設・器具などを汚染し被害を広める媒体ともなりうるものとして考えてみることも必要です。

きのこ類の栽培における水源については、水道水、井戸水、沢水等が考えられます。

水道水を使用する場合は、その水質データについて、各自治体水道局が保存していますので、できることなら水質データを水道局から入手しておきます。

沢水、井戸水等の水道水以外の水を使用する場合は、その水源（水脈）の周囲環境（周辺土地利用形態）等について把握し、さらにその水質について年1回以上、第三者分析機関に依頼し、水質分析検査を実施し、水使用基準に適合する場合に使用します。

もし、水質分析検査の結果、水使用基準の一項目でも不適合となった場合には、滅菌装置等の使用により、水使用基準に適合することを水質分析検査で確認のうえ、使用します。

ただし、雨水については、自然界のことであり、その水質については管理し得ないものと考え、今のところ水使用基準の対象としていませんが、雨水が地表に溜まらないように素掘等による排水溝の設置を行うなど、必要に応じて生産環境の整備を行います。

その他、注意するところとしては、給水施設の管理が不十分な場合、微生物汚染の要因になり得ますので、配管、貯水施設等の給水施設の管理を十分に行い、併せて、貯水施設へのそ属昆虫（特にねずみ）等の侵入防止対策を行います。

水使用基準

	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌群	検出されないこと

(3) 原料(原木・おが粉・栄養材・添加材)

原料は、その原材料が全て明らかなもので、栽培用原料として適当と判断されるものを使用し、原材料が不明なもの、栽培用原料として不適当なものは使用しません。

また、成分等の抽出等により、人工的に製造されたもの(化学合成品等)は、その抽出成分等の含有成分が、全て明らかなものを使用し、不明な成分がひとつでも含まれる場合には使用しません。

購入する場合には、これらの内容について、証明書等の添付を販売元(製造元)に求め、原材料が全て確認された原料に限り使用します。

なお、証明書等が添付されない場合には、その原料は使用しません。

自家製造品の場合には、全ての原材料名、原材料の調達先を記録しておきます。

なお、自家で抽出等を行ったものを使用する場合には、その含有成分の全てを第三者分析機関で分析を行った後、特に有害成分が含まれていないことを確認のうえ、使用します。

これらの原料の品質証明書、成分証明書、製造説明書、製品検査成績書、成分分析結果証明書等の書類は、整理し、保管しておきます。

たとえば、原材料が天然資材、かつ、その資材名が明らかで栽培用原料として適当と判断される場合のみ使用します。

【使用可】商品名	原材料	米ぬか・トウモロコシ・おが粉
【使用不可】商品名	原材料	米ぬか・その他

(4) 衛生的取り扱いおよび従業員教育

衛生面を意識した取り扱いを日頃より心がけることが大切です。

特に衛生管理で大切なのは、

- ・出血を伴う傷口の処置（対策）
- ・大腸菌類等の細菌対策

があげられます。

傷口が開いた腫れ物やすり傷などがある場合には、収穫、包装時にはその傷口が生産物等と接触しないように、傷口を絆創膏等でふさいだり、包帯、手袋等を着用するようにします。

なお、普段から傷の有無にかかわらず、各作業時は清潔な手袋等を着用するなど衛生面に配慮するようにします。

下痢を伴う症状などの場合は、自己診断を行わず、感染症の疑いもありえますので、速やかに医師による診断を受けるようにします。

もし、感染による病気であれば、本人だけではなく、感染により他の作業員、消費者等に対し重篤な病気を引き起こす可能性がありますので、特に注意をします。

次にきのこ類の収穫を開始する前とトイレを使用した後における手洗いは特に重要です。

予備洗い 石鹸をつけて洗い 流水 乾燥（タオル使用など）の順で、ていねいに手洗いすることに努めます。

生産場所の近くに利用できるトイレがあることが望ましく、周辺に利用できるトイレが無い場合には、できるだけ簡易トイレの設置及び手洗い所の設置に努めます。

一般的には食事をする前に手を洗います。

衛生的に調理、食事を行おうとする消費者を意識すれば、きのこ類の生産段階でも衛生面に配慮することが大切です。

このように消費者（＝顧客）の立場に立って、きのこ類の生産を行うように心がけることが求められています。

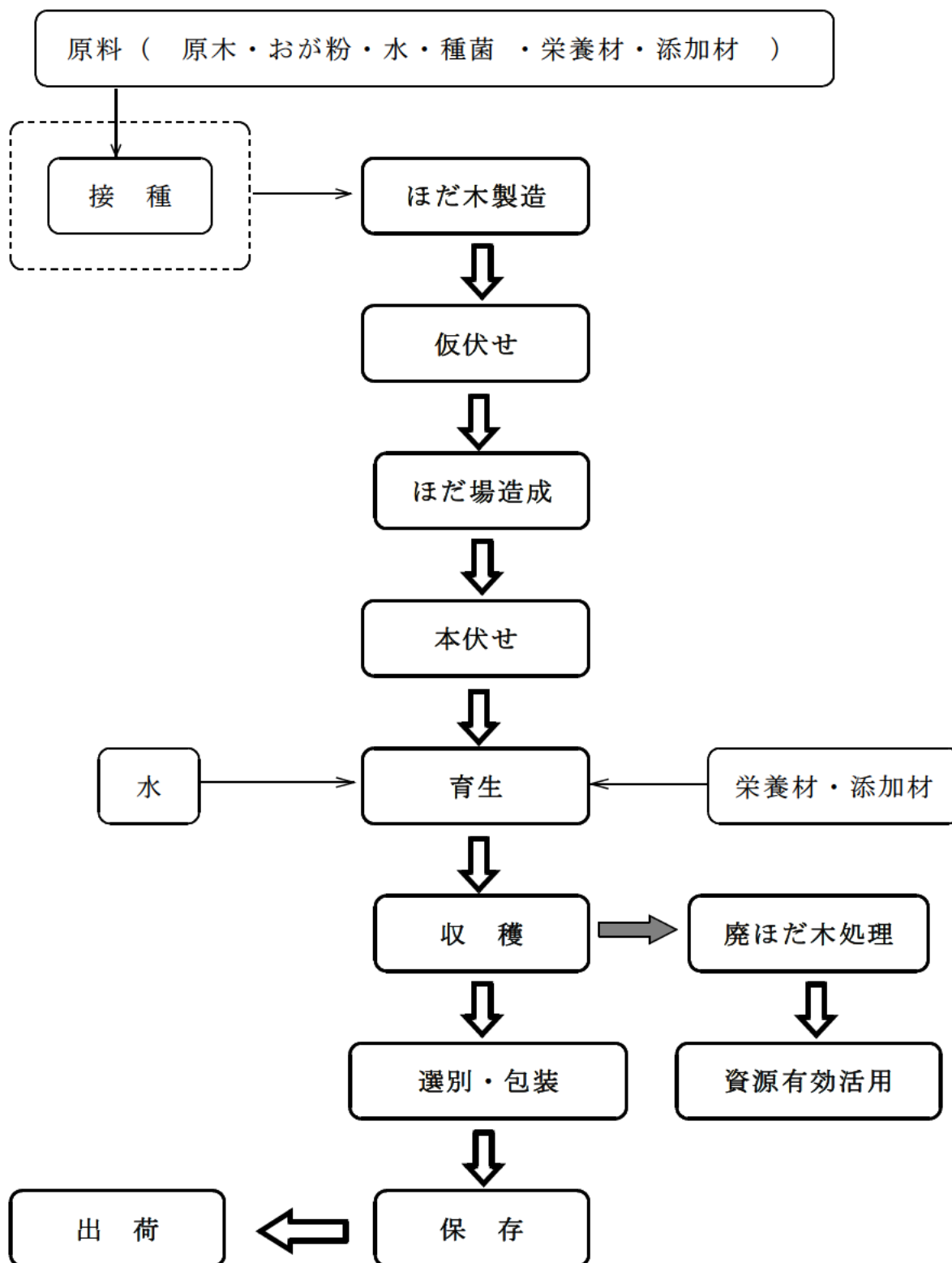
こういったことは、各作業に従事する者全員に徹底していかなければ意味がありません。

その意味で、従業員教育を徹底するようにします。

9-3 栽培工程について（原木栽培用）

原木による標準的な栽培工程については、図-2のとおりです。

図-2



9 - 4 ほだ木製造工程

(1) 原料(原木)

原料となる原木は、資源の有効利用及び地産地消の観点を考慮し、県内の里山保全活動、森林整備等から産出されたものを積極的に使用するよう努めます。

原木の受入時には、原木に防虫剤、防腐剤が使用されていないか、ペンキが付着していないか、釘、針金等が刺さっていないか等の目視確認を行い、品質が良好と確認できる場合に限り、原料の原木として使用します。

なお、釘、針金等など除去することが可能な混入物の場合には、除去を行ってから原木として使用しますが、液状、粉状のものなどで、完全に除去することが不可能な混入物(混入状態)の場合は、原木として使用しません。

なお、原木について、樹種名、生産地、確認結果等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録します。

原料(原木)の遵守事項

原木の受入時には、原木に防虫剤、防腐剤が使用されていないか、ペンキが付着していないか、釘、針金等が刺さっていないか等の目視確認を行い、品質が良好と確認できる場合に限り、原料の原木として使用する。

釘、針金等など除去することが可能な混入物の場合には、除去を行ってから原木として使用し、液状、粉状のものなどで、完全に除去することが不可能な混入物(混入状態)の場合は、原木として使用しない。

原木の樹種名、生産地、確認結果等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録する。

原料(原木)の努力事項

原木は、資源の有効利用、地産地消の観点を考慮し、県内の里山保全活動、森林整備等から産出されたものを積極的に使用する。

(2) 原料(おが粉)

原料となるおが粉は、資源の有効利用及び地産地消の観点を考慮し、原木を玉切りした際に産出したものを積極的に使用するよう努めます。

おが粉の受入時には、おが粉に防虫剤、防腐剤が使用されていないか、ペンキが付着していないか、釘、針金等が混入していないか等の目視確認を行い、品質が良好と確認できる場合に限り、原料のおが粉として使用します。

なお、釘、針金等など除去することが可能な混入物の場合には、除去を行ってから原料のおが粉として使用しますが、液状、粉状のものなどで、完全に除去することが不可能な混入物(混入状態)の場合は、原料のおが粉として使用しません。

なお、おが粉の樹種名、生産地、確認結果等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録します。

原料(おが粉)の遵守事項

おが粉の受入時には、おが粉に防虫剤、防腐剤が使用されていないか、ペンキが付着していないか、釘、針金等が混入していないか等の目視確認を行い、品質が良好と確認できる場合に限り、原料のおが粉として使用する。

釘、針金等など除去することが可能な混入物の場合には、除去を行ってから原料のおが粉として使用し、液状、粉状のものなどで、完全に除去することが不可能な混入物(混入状態)の場合は、原料のおが粉として使用しない。

おが粉の樹種名、生産地、確認結果等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録する。

原料(原木・おが粉)の努力事項

原料となるおが粉は、資源の有効利用及び地産地消の観点を考慮し、原木を玉切りした際に産出したものを積極的に使用する。

(3) 原料(栄養材)

栄養材を使用する場合には、原材料名又は含有成分が全て明らかなものを使用し、かつ、原材料は、天然物の使用に努めます。

また、原材料に係る農薬使用状況等について、農薬取締法における適正な使用の確認に努めます。

もし、原材料名又は含有成分が不明な場合、農薬取締法における農薬の不適正使用が確認された場合には、栄養材として使用しません。

購入する栄養材を使用する場合には、使用されている全ての原材料名又は含有成分について、販売元(製造元)に証明書等の添付を求め、証明書等で確認できる場合に限り、栄養材として使用します。

なお、栄養材について、確認した内容等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録します。

原料(栄養材)の遵守事項

栄養材を使用する場合には、原材料名又は含有成分が全て明らかなものを使用する。

原材料名又は含有成分が不明な場合、農薬取締法における農薬の不適正使用が確認された場合には、栄養材として使用しない。

購入する栄養材を使用する場合には、使用されている全ての原材料名又は含有成分について、販売元(製造元)に証明書等の添付を求め、証明書等で確認できる場合に限り、栄養材として使用する。

栄養材について、確認した内容等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録する。

原料（栄養材）の努力事項

原材料は、天然物を使用する。

原材料に係る農薬使用状況等について、農薬取締法における適正な使用を確認する。

(4) 原料(添加材)

添加材を使用する場合には、原材料名又は含有成分が全て明らかなものを使用し、かつ、原材料は、天然物の使用に努めます。

また、原材料に係る農薬使用状況等について、農薬取締法における適正な使用の確認に努めます。

もし、原材料名又は含有成分が不明な場合、農薬取締法における農薬の不適正使用が確認された場合には、添加材として使用しません。

購入する添加材を使用する場合には、使用されている全ての原材料名又は含有成分について、販売元(製造元)に証明書等の添付を求め、証明書等で確認できる場合に限り、添加材として使用します。

なお、添加材について、確認した内容等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録します。

原料(添加材)の遵守事項

添加材を使用する場合には、原材料名又は含有成分が全て明らかなものを使用する。

原材料名又は含有成分が不明な場合、農薬取締法における農薬の不適正使用が確認された場合には、添加材として使用しない。

購入する添加材を使用する場合には、使用されている全ての原材料名又は含有成分について、販売元(製造元)に証明書等の添付を求め、証明書等で確認できる場合に限り、添加材として使用する。

添加材について、確認した内容等を原料等管理記録簿(第2号様式)に記録する。

原料（添加材）の努力事項

原材料は、天然物を使用する。

原材料に係る農薬使用状況等について、農薬取締法における適正な使用を確認する。

(5) 原料(水)

水は、水使用基準に適合したものを使用します。

なお、水道水以外の水を使用する場合は、その水質について年1回以上、水質分析検査を実施し、水使用基準との適合確認を行います。

また、水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ水使用基準に適合していてもその水は使用しないように努めます。

水について、原料等管理記録簿(第2号様式)及び水質検査記録簿(第7号様式)に記録します。

原料(水)の遵守事項

水は、水使用基準に適合したものを使用する。

水道水以外の水を使用する場合は、その水質について年1回以上、水質分析検査を実施し、水使用基準との適合確認を行う。

水について、原料等管理記録簿(第2号様式)及び水質検査記録簿(第7号様式)に記録する。

原料(水)の努力事項

水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ水使用基準に適合していてもその水は使用しない。

(6) 接種

接種時の原料等は、各使用基準に適合したものを使用します。

また、接種する種菌は、原材料等がマニュアルに基づき、製造されているもの（製造したもの）を使用するように努めます。

接種作業に使用する器具の清掃又は消毒は、水道水（水使用基準適合水含む）、滅菌水、消毒用エタノール、（エチルアルコール）等を使用し、殺菌剤等の薬は使用しません。

なお、ほだ木（接種済み原木）を購入（譲渡を受けたものを含む）し、栽培を行う際には、そのほだ木がマニュアルの基準に基づき製造されたことが書面等で確認できるものに限り、使用します。

接種又はほだ木の購入（譲渡を受けたものを含む）を行った際には、栽培管理記録簿（第1号様式）及び原料等管理記録簿（第2号様式）に記録します。

接種の遵守事項

接種時の原料等は、使用基準に適合したものを使用する。

接種作業に使用する器具の清掃又は消毒は、水道水（水使用基準適合水含む）、滅菌水、消毒用エタノール、（エチルアルコール）等を使用し、殺菌剤等の薬は使用しない。

ほだ木（接種済み原木）を購入（譲渡を受けたものを含む）し、栽培を行う際には、そのほだ木がマニュアルの基準に基づき製造されたことが書面等で確認できるものに限り、使用する。

接種又はほだ木の購入（譲渡を受けたものを含む）を行った際には、栽培管理記録簿（第1号様式）及び原料等管理記録簿（第2号様式）に記録する。

接種の努力事項

接種する種菌は、原材料等がマニュアルに基づき、製造されているもの（製造したもの）を使用する。

9 5 仮伏せ工程

仮伏せは、周囲からの農薬の飛散がないことなど、適切な場所で行うように努めます。

なお、重金属、化学物質汚染、農薬取締法による基準値以上の農薬残留等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認に努め、危険性が想定される場合には、仮伏せ場所として使用しません。

仮伏せ時に、除草剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

散水する水は、水使用基準に適合するものを使用します。

ただし、雨水については、自然現象であり、管理することが困難と考えられるため、成分管理の対象から除外します。

なお、水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しないようにします。

仮伏せについて、栽培管理記録簿(第1号様式)及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿(第2号様式)並びに水質検査記録簿(第7号様式)に記録します。

仮伏せ工程の遵守事項

仮伏せ場所が、重金属、化学物質汚染、農薬取締法の基準値以上の残留農薬等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因から危険性が想定される場合には、仮伏せ場所として使用しない。

除草剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しない。

散水する水は、水使用基準に適合するものを使用する。

仮伏せについて、栽培管理記録簿（第1号様式）及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）並びに水質検査記録簿（第7号様式）に記録する。

仮伏せ工程の努力事項

重金属や化学物質汚染等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認する。

水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しない。

9 6 ほだ場造成工程

ほだ場は、周囲からの農薬の飛散がないこと、重金属、化学物質汚染、農薬取締法による基準値以上の残留農薬等による化学的危険、微生物等の生物学的危険などが無い場所等を選んで造成します。

そのため、個々の危害を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認に努め、危険性が想定される場合には、ほだ場として使用しません。

また、ほだ場は、雨水等の排水のため、素掘側溝等を設置する等の衛生的な環境にします。

その他、ほだ場造成にあたり、除草剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

なお、ほだ場造成について、栽培管理記録簿（第1号様式）及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）並びに水質検査記録簿（第7号様式）に記録します。

ほだ場造成工程の遵守事項

ほだ場は、周囲からの農薬の飛散がないこと、重金属、化学物質汚染、農薬取締法による基準値以上の残留農薬等による化学的危険、微生物等の生物学的危険などが無い場所等を選んで造成する。

ほだ場が、汚染される危険性が想定される場合には、ほだ場として使用しない。

除草剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

ほだ場は、雨水等の排水のため、素掘側溝等を設置する等の衛生的な環境にする。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しない。

ほだ場造成について、栽培管理記録簿（第1号様式）及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）並びに水質検査記録簿（第7号様式）に記録する。

ほだ場造成工程の努力事項

重金属や化学物質汚染等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認する。

9 7 本伏せ工程

本伏せは、周囲からの農薬の飛散がないことなど、適切な場所で行うように努めます。

なお、重金属、化学物質汚染、農薬取締法による基準値以上の農薬残留等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認に努め、危険性が想定される場合には、本伏せ場所として使用しません。

また、本伏せ中に除草剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

散水する水は、水使用基準に適合するものを使用します。

ただし、雨水については、自然現象であり、管理することが困難と考えられるため、成分管理から除外します。

なお、水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しないようにします。

本伏せについて、栽培管理記録簿(第1号様式)及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿(第2号様式)並びに水質検査記録簿(第7号様式)に記録します。

本伏せ工程の遵守事項

本伏せ場所が、重金属、化学物質汚染、農薬取締法の基準値以上の残留農薬等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因から危険性が想定される場合には、本伏せ場所として使用しない。

除草剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しない。

散水する水は、水使用基準に適合するものを使用する。

本伏せについて、栽培管理記録簿（第1号様式）及び水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）並びに水質検査記録簿（第7号様式）に記録する。

本伏せ工程の努力事項

重金属や化学物質汚染等による化学的危険や微生物等の生物学的危険などの要因を減少させる観点から、潜在的な汚染の危険性がないか確認する。

水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しない。

9 - 8 育生工程

育生工程では、殺菌剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

加水、散水する水は、水使用基準に適合するものに限り使用します。

ただし、雨水については、自然現象であり、管理することが困難と考えられるため、成分管理の対象から除外します。

なお、水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しないようにします。

また、育生時は、特に衛生的な環境になるように努め、もし、育生中に著しく奇形、病虫害が認められるきのこ、そのきのこが発生した原木は速やかに破棄します。

なお、育生中に水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）及び水質検査記録簿（第7号様式）に記録します。

育生工程の遵守事項

殺菌剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しない。

加水、散水する水は、水使用基準に適合するものを使用する。

育生中に著しく奇形、病虫害が認められるきのこ、そのきのこが発生した原木は速やかに破棄する。

育生中に水を使用した場合には、原料等管理記録簿（第2号様式）及び水質検査記録簿（第7号様式）に記録する。

育生工程の努力事項

水使用基準項目以外にも有害重金属成分値の把握に努め、著しくその数値が高い場合には、たとえ、水使用基準に適合していてもその水は使用しない。

育生時は、特に衛生的な環境に保つ。

9 - 9 収穫工程

収穫するきのこは、奇形、病虫害等のないものを選んで収穫します。

もし、著しく奇形、病虫害が認められるきのこ、そのきのこが発生したほど木は速やかに破棄します。

収穫物に、殺菌剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

なお、収穫時の衛生管理には、収穫衛生チェックリスト（第4号様式）に基づき、十分に気をつけます。

収穫を行った際には、栽培管理記録簿（第1号様式）に記録します。

収穫工程の遵守事項

収穫するきのこは、奇形、病虫害等のないものを選んで収穫する。

著しく、奇形、病虫害が認められるきのこ、そのきのこが発生したほど木は速やかに破棄する。

殺菌剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を添加しない。

収穫を行った際には、栽培管理記録簿（第1号様式）に記録する。

収穫時の衛生管理には、収穫衛生チェックリスト（第4号様式）に基づき、十分に気をつける。

9 - 1 0 選別・包装工程

選別、包装にあたって、きのこに、殺菌剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤並び防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

また、選別・包装時の衛生管理には、選別・包装衛生チェックリスト（第5号様式）に基づき、十分に気をつけ、異物混入については、複数回目視により検査します。

なお、包装資材は食品包装に適合したもので、リサイクルが可能な物を使用します。

選別・包装の遵守事項

殺菌剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を添加しない。

選別・包装時の衛生管理には、選別・包装衛生チェックリスト（第5号様式）に基づき、十分に気をつける。

異物混入がないことを複数回目視により検査する。

包装資材は食品包装に適合したもので、リサイクルが可能な物を使用する。

9 - 1 1 保存工程

保存は、直射日光、高温多湿を避け、冷蔵庫（保冷库）で行うように努めます。

保存にあたって、殺菌剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤等並びに防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

なお、保存時の衛生管理には、保存・出荷衛生チェックリスト（第6号様式）に基づき、十分に気をつけます。

保存工程の遵守事項

殺菌剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤等を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を添加しない。

保存時の衛生管理には、保存・出荷衛生チェックリスト（第6号様式）に基づき、十分に気をつける。

保存工程の努力事項

保存は、直射日光、高温多湿を避け、冷蔵庫（保冷库）で行う。

9 - 1 2 出荷工程

出荷までの間、直射日光、高温多湿を避け、保冷庫を使用するなど、鮮度保持に努めます。

出荷にあたって、殺菌剤、殺虫剤等の農薬及び家庭用殺虫剤等並び防虫剤、防腐剤等の添加物を使用しません。

また、出荷時の衛生管理には、保存・出荷衛生チェックリスト(第6号様式)に基づき、十分に気をつけ、異物混入については、目視により検査します。

出荷にあたり、生産方法等について、情報を積極的に公開し、品目名(きのこの正式な和名)、原産地以外の項目で、生産方法(原木栽培・菌床栽培)、収穫日、出荷日、生産責任者名等を明記するように努めます。

もし、出荷自粛又は出荷停止を行った際には、是正措置記録簿(第8号様式)に記入します。

出荷工程の遵守事項

殺菌剤、殺虫剤等の農薬を使用しない。

家庭用殺虫剤等を使用しない。

防虫剤、防腐剤等の添加物を添加しない。

出荷時の衛生管理には、保存・出荷衛生チェックリスト(第6号様式)に基づき、十分に気をつける。

異物混入がないことを目視により検査する。

包装資材は食品包装に適合したもので、リサイクルが可能な物を使用する。

出荷自粛又は出荷停止を行った際には、是正措置記録簿（第8号様式）に記入する。

出荷工程の努力事項

出荷までの間、直射日光、高温多湿を避け、保冷庫を使用する。

出荷にあたり、品目名（きのこの正式な和名）、原産地以外の項目で、生産方法（原木栽培・菌床栽培）、収穫日、出荷日、生産責任者名等について、明記する。

9 - 1 3 廃ほだ木処理工程（資源有効利用）

収穫が終了したほだ木（廃ほだ木）は速やかに生産場所（施設）から離れた場所に移動します。

また、廃ほだ木を保存する場合には、廃ほだ木による病害虫の発生防止、火災防止、河川等の汚濁防止等の周辺環境に配慮した対策に努めます。

廃ほだ木は、林地、農地等の土壌改良材、堆肥、昆虫の餌、花壇の土壌するなど、用途に応じて、有効利用を行うように努めます。

なお、有効利用が行えない場合には、必ず法令等に基づく処理方法により、最終処分を行います。

廃ほだ木の廃棄、引き渡しを行った際には、廃ほだ木管理記録簿（第3号様式）に記録します。

廃ほだ木処理工程の遵守事項

収穫が終了したほだ木（廃ほだ木）は速やかに生産施設から離れた場所に移動する。

有効利用が行えない場合には、必ず法令等に基づく処理方法により、最終処分を行う。

菌ほだ木の廃棄、引き渡しを行った際には、廃ほだ木管理記録簿（第3号様式）に記録する。

廃ほだ木処理工程の努力事項

廃ほだ木を保存する場合には、廃ほだ木による病害虫の発生防止、火災防止、河川等の汚濁防止等の周辺環境に配慮した対策を行う。

廃ほだ木は、林地、農地等の土壌改良材、堆肥、昆虫の餌、花壇の土壌するなど、用途に応じて、有効利用を行う。

おわりに

- 品質・衛生管理システムのさらなる向上を願って -

今まで、これほど食に対する安全・安心について、消費者の関心を浴びている時代はなかったのではないのでしょうか。

また、農林水産業における資源の有効利用についても同じように社会の関心を集めている時代はなかったのではないのでしょうか。

これからのきのこ類の生産においても、このような取り組みについて、社会的責任が問われる時代になってきています。

今、国際的な情勢のなかで、HACCPシステムをISO9001の継続的改善の手法を用い、安全な最終製品が製造できるようにするシステムとして、ISO22000規格化の動きがあります。

ISOとHACCPが統合した規格が定められ、参考程度のものではなく、要求事項として記述されてくれば、食品業界では、その製品の原料となるきのこなどの生産物についても、これ以上に厳しい要求が求められてくると思われる。

これらの動きを大きな視点で捉えながら、今後の取り組み等に反映していくことが大切であり、時代ニーズを的確に捉え、自らの経営を継続的に改善、発展していくことにつなげていくことが重要であると思われます。

食の安全・安心確保、資源の有効利用等の取り組みの基本は、「生産者自らの自主行動」にあると思ひます。

しかしながら、現状は自主行動をするような仕組みが定着していません。

こうしたことから、マニュアルの中で具体的な取り組み方法を示すことで、生産現場における生産者自らが客観的に自主行動に取り組みやすいようにしています。

なお、三重県では、今後、さらなるきのこ類の生産現場における品質・システムの構築に向けて、原料の重金属基準等について、マニュアルの改善を行っていくものと考えております。

マニュアルを改善することで、産業としてきのこ類を生産されている方々のみならず、家庭栽培における際にも取り組みが行われ、県内でより多くのきのこ類を生産（栽培）される方々が一体となって、県内すべてのきのこ類について、食の安全・安心の確保、資源の循環がなされ、生産が行われるようにこの取り組みが促進していくことを願っております。

参 考 資 料

- ・ 農薬取締法
- ・ 食品衛生法（抜粋）
- ・ 三重県食の安全・安心確保基本方針
- ・ 参考文献及び引用文献等
- ・ 様式例（実践編・原木栽培用）
- ・ 様式記入例（実践編・原木栽培用）

【 農薬取締法 】

農薬取締法（昭和23年7月1日 法律第82号）

（平成16年5月26日最終改正） 施行：平成16年4月1日

（目的）

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

4 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が農作物等又は土壌に残留する性質をいう。

（公定規格）

第1条の3 農林水産大臣は、農薬につき、その種類ごとに、含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定めることができる。

2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも30日前までに、これを公告しなければならない。

(農薬の登録)

第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第7条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

- 1 . 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所
- 2 . 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 3 . 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）及び使用方法
- 4 . 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 5 . 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 6 . 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 7 . 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 8 . 製造場の名称及び所在地
- 9 . 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
- 10 . 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第1項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

- 1 . 登録番号及び登録年月日
- 2 . 登録の有効期間

- 3 . 申請書に記載する前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項
 - 4 . 第 12 条の 2 第 1 項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
 - 5 . 製造者又は輸入者の氏名及び住所
 - 6 . 製造場の名称及び所在地
- 4 検査項目、検査方法その他前項の検査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 5 現に登録を受けている農業について再登録の申請があつた場合には、農林水産大臣は、これについて、第 3 項の検査を省略することができる。
- 6 第 1 項の登録の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(記載事項の訂正又は品質改良の指示)

第 3 条 農林水産大臣は、前条第 3 項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

- 1 . 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 2 . 前条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
- 3 . 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 . 前条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 5 . 前条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 6 . 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産物植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

7. 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。第12条の2において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第12条の4において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
 8. 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。
 9. 当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。
 10. 公定規格が定められている種類に属する農薬については、当該農薬が公定規格に適合せず、かつ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農薬の薬効に比して劣るものであるとき。
2. 前項第4号から第7号までの各号のいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。
 3. 第1項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日から1箇月以内にその指示に基づき申請書の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、次条第1項の規定により異議の申出がされている場合を除き、農林水産大臣は、その者の登録の申請を却下する。

（異議の申出）

- 第4条 第2条第1項の登録を申請した者は、前条第1項の規定による指示に不服があるときは、その指示を受けた日から2週間以内に、農林水産大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。
2. 農林水産大臣は、前項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から2箇月以内にこれについて決定をし、その申出を正当と認めるときは、すみやかに当該農薬を登録し、かつ、当該申請者に登録票を交付し、その申出を正当でないと認めるときは当該申請者にその旨を通知しなければならない。
 3. 異議の申出をした者が、前項後段の通知を受けた日から1箇月以内に前条第1項の規定による指示に基づいて書面の記載事項の訂正又は品質の改良をしないときは、農林水産大臣は、その者の登録の申請を却下する。

（登録の有効期間）

- 第5条 第2条第1項の登録の有効期間は3年とする。

(承継)

第 5 条の 2 第 2 条第 1 項の登録を受けた者について相続、合併又は分割（その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその登録に係る農薬の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

2 第 2 条第 1 項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部の譲渡しをしたときは、譲受人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 2 条第 1 項の登録を受けた者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、合併及び分割並びに事業の譲渡の場合にあつては合併若しくは分割又は事業の譲渡の日から 2 週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出て、登録票の書替交付（一の農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の一部につき分割により事業を承継し、又は事業の譲渡しを受けた者にあつては、登録票の交付）を申請しなければならない。

4 前項の規定により登録票の書替交付又は交付の申請をする者は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録を受けた者の義務)

第 6 条 第 2 条第 1 項の登録を受けた者（専ら自己の使用のため当該農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、登録票を、製造者にあつては主たる製造場に、輸入者にあつては主たる事務所に備え付け、かつ、その写しをその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならない。

2 第 2 条第 1 項の登録を受けた者は、同条第 2 項第 1 号又は第 4 号から第 10 号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた日から 2 週間以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出、かつ、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

3 登録票を滅失し、又は汚損した者は、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

- 4 前2項の規定により登録票の書替交付又は再交付の申請をする者については、前条第4項の規定を準用する。
- 5 第2条第1項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止したときは、その廃止の日から2週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 6 第2条第1項の登録を受けた法人が解散したときは、合併により解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から2週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(申請による適用病虫害の範囲等の変更の登録)

- 第6条の2 第2条第1項の登録を受けた者は、その登録に係る同条第2項第3号の事項を変更する必要があるときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票、変更後の薬効、薬害毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査所に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。
 - 3 農林水産大臣は、前項の検査の結果第3条第1項各号の一に該当する場合は、前項の規定による変更の登録を保留して、申請者に対し、申請書の記載事項を訂正すべきことを指示することができる。
 - 4 第1項の規定により変更の登録の申請をする者については第2条第6項の規定を、第2項の検査については同条第4項の規定を、前項の規定による指示があつた場合については第3条第3項及び第4条の規定を準用する。

(職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し)

- 第6条の3 農林水産大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第2条第2項第3号の事項を遵守して使用されたとした場合においてもなおその使用に伴つて第3条第1項第2号から第7号までの各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第2条第2項第3号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の相手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録の場合にあつては変更後の第2条第2項第3号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第1項の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から2箇月以内にこれについて決定をしなければならない。

(水質汚濁性農薬の指定等に伴う変更の登録)

第6条の4 農林水産大臣は、第12条の2第1項の規定により水質汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があつたときは、現に登録を受けている農薬で、その指定又は指定の解除に伴い水質汚濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により変更の主命をしたときは、遅滞なく、当該農薬に係る第2条第1項の登録を受けている者に対し、その旨を通知し、かつ、変更後の第2条第3項第4号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

(登録の失効)

第6条の5 次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録は、その効力を失う。

- 1 . 登録に係る第2条第2項第2号の事項中に変更を生じたとき。
- 2 . 第2条第1項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。
- 3 . 第2条第1項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が終了したとき。

(登録票の返納)

第6条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録を受けた者(前条第3号の場合には、清算人)は、遅滞なく、登録票(第3号に該当する場合には、変更前の第2条第2項第3号又は同条第3項第4号の事項を記載した登録票)を農林水産大臣に返納しなければならない。

- 1 . 第2条第1項の登録の有効期間が満了したとき。
- 2 . 前条の規定により登録がその効力を失つたとき。

- 3．第6条の3第1項又は第6条の4第1項の規定により変更の登録がされたとき。
- 4．第6条の3第1項又は第14条第1項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第6条の7 農林水産大臣は、第2条第1項の登録をしたとき、第6条の3第1項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第6条の4第1項の規定により変更の登録をしたとき、第6条の5の規定により登録が失効したとき、又は第14条第1項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を公告しなければならない。

- 1．登録番号
- 2．農薬の種類及び名称
- 3．製造者又は輸入者の氏名及び住所

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第7条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れなくて販売する場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 1．登録番号
- 2．公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
- 3．登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 4．内容量
- 5．登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 6．第12条の2第1項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 7．人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 8．水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 9．引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

10. 貯蔵上又は使用上の注意事項
11. 製造場の名称及び所在地
12. 最終有効年月

(販売者の届出)

第 8 条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。次項、第 13 条第 1 項及び第 3 項並びに第 14 条第 4 項において同じ。）は、その販売所ごとに、次の事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

1. 氏名及び住所
2. 当該販売所

2 販売者は、前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定による届出は、新たに販売を開始した場合にあつてはその開始の日までに、販売所を増設した場合にあつてはその増設の日から 2 週間以内に、第 1 項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から 2 週間以内に、これをしなければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第 9 条 販売者は、容器又は包装に第 7 条（第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。以下この条及び第 11 条第 1 号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第 6 条の 3 第 1 項（第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。第 16 条第 1 項において同じ。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第 6 条の 4 第 1 項（第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農業の使用に伴つて第 3 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令をもつて、販売者に対し、農薬につき、第 7 条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3 前項の農林水産省令をもつて第 7 条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合におい

て、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。

- 4 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第2項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。

(回収命令等)

第9条の2 農林水産大臣は、販売者が前条第1項若しくは第2項又は第14条第3項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第3条第1項第2号から第7号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第10条 製造者、輸入者及び販売者(専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。)は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。第14条第2項において同じ。)にあつてはその譲受数量及び譲渡数量(第12条の2第1項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間その帳簿を保有しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第10条の2 製造者、輸入者(輸入の媒介を行う者を含む。)又は販売者は、その製造し、加工し、輸入(輸入の媒介を含む。)し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第2条第1項若しくは第15条の2第1項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

- 2 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第 10 条の 3 除草剤 (農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。) を販売する者 (以下「除草剤販売者」という。) は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者 (除草剤の小売を業とする者に限る。) は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(勧告及び命令)

第 10 条の 4 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(使用の禁止)

第 11 条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第 2 条第 1 項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

1 . 容器又は包装に第 7 条の規定による表示のある農薬 (第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。)

2 . 特定農薬

(農薬の使用の規制)

第 12 条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第 2 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。
- 3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

（水質汚濁性農薬の使用の規制）

第12条の2 政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 1 .当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
 - 2 .当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産物植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。
- 2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産物植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

（農薬の使用の指導）

第12条の3 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業改良助長法（昭和23年手法律第165号）第14条の2第1項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法（昭和25年法律第151号）第33条第1項に規定する病虫害防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

(農林水産大臣及び都道府県知事の援助)

第 12 条の 4 農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(報告及び検査)

第 13 条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 6 条の 2 第 3 項、第 6 条の 3 第 1 項、第 6 条の 4 第 1 項、第 7 条、第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条の 2、第 10 条の 2、第 10 条の 4、第 11 条、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 1 項並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令の定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。

3 第 1 項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

- 4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(検査所による検査)

第13条の2 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に集取又は立入検査を行わせる場合には、検査所に対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

- 3 検査所は、前項の指示に従つて第2項の集取又は立入検査を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 4 第1項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をする検査所の職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第13条の3 第13条第1項及び第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限並びに第10条の4及び第14条第2項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第13条の4 第10条の4、第13条第1項及び第3項並びに第14条第2項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(監督処分)

第14条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその

製造者若しくは輸入者に係る第2条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、販売者が第9条第1項若しくは第2項、第9条の2又は第10条の2第1項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。
- 3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農業の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第9条第1項及び第2項、第9条の2並びに第10条の2第1項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。
- 5 前各項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第6条の3第3項の規定を準用する。

（聴聞の方法の特例）

第14条の2 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（登録の制限）

第15条 第14条の規定により登録を取り消された者は、取消の日から1年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。

（外国製造農薬の登録）

第15条の2 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な農薬の流通の防止に必要な措置を採らせるための者を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。
- 3 第1項の登録を受けた者（以下「登録外国製造業者」という。）は、前項の規定により選任した者（以下「国内管理人」という。）を変更したときは、その変更の日から1月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、これに第1項の登録に係る農薬の種類別に、その製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）を真実かつ完全に記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、少なくとも3年間その帳簿を保存しなければならない。
- 5 国内管理人は、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、少なくとも3年間その帳簿を保存しなければならない。
- 6 第2条第2項、第3項及び第6項、第3条から第5条まで、第6条の5並びに第6条の7の規定は第1項の登録に、第2条第5項、第6条の3及び第6条の4第1項の規定は第1項の登録に係る農薬に、第5条の2から第6条の2まで、第6条の4第2項、第6条の6及び第7条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に、第9条第4項及び第10条の2の規定は第1項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「氏名(法人の)」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けようとする者及びその者が同条第2項の規定により選任した者の氏名(法人の)」と、同項第10号中「製造業者の製造し、又は加工した農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、同条第3項第5号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けた者」と、第3条第3項中「1箇月」とあるのは「2月」と、第4条第1項中「2週間」とあるのは「1月」と、同条第3項中「1箇月」とあるのは「2月」と、第5条の2第1項及び第2項中「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、同条第3項中「2週間」とあるのは「1月」と、「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、第6条第2項中「2週間」とあるのは「1月」と、同条第5項中「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、「2週間」とあるのは「1月」と、同条第6項中「2週間」とあるのは「1月」と、第6条の5第2号中「第2条第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と、「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、同条第3号及び第6条の6第1号中「第2条第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と、同条第4号及び第6条の7中「第14条第1項」とあるのは「第15条の5第1項」と、同条第3号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けた者及びその者が同条第2項の規定により選任した者」と、第7条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とあるのは「第15条の2第1項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第9条第4項中「製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第10条の2中「その製造し、加

工し、輸入し、又は販売する農薬」とあり、及び「その製造し、加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第15条の2第1項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。この場合において、第2条第2項第1号中「氏名（法人の）」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けようとする者及びその者が同条第2項の規定により選任した者の氏名（法人の）」と、同項第9号中「製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、同条第3項第5号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けた者」と、第3条第3項中「1箇月」とあるのは「2月」と、第4条第1項中「2週間」とあるのは「1月」と、同条第3項中「1箇月」とあるのは「2月」と、第5条の2第1項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業（農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいう。以下同じ。）」と、「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第2項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第3項中「2週間」とあるのは「1月」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、第6条第2項中「2週間」とあるのは「1月」と、同条第5項中「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、「2週間」とあるのは「1月」と、同条第6項中「2週間」とあるのは「1月」と、第6条の5第2号中「第2条第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と、「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、同条第3号及び第6条の6第1号中「第2条第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と、同条第4号及び第6条の7中「第14条第1項」とあるのは「第15条の5第1項」と、同条第3号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第15条の2第1項の登録を受けた者及びその者が同条第2項の規定により選任した者」と、第7条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とあるのは「第15条の2第1項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第9条第4項中「製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第10条の2中「その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬」とあり、及び「その製造し、加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第15条の2第1項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

（国内管理人に係る報告及び検査）

第15条の3 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に

関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 第13条第4項の規定は、第1項の規定による立入検査について、第13条の2第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

(外国製造農薬の輸入者の届出)

第15条の4 第15条の2第1項の登録に係る農薬の輸入者は、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入者が当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

- 1 輸入する農薬の登録番号
- 2 輸入者の氏名及び住所

- 2 前項の規定による届出をした輸入者は、同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその輸入を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出は、新たに第15条の2第1項の登録に係る農薬の輸入を開始する場合にあつてはその開始の日の2週間前までに、第1項の事項中に変更を生じた場合又はその輸入を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその輸入を廃止した日から2週間以内に、これをしなければならない。

(外国製造農薬の登録の取消し等)

第15条の5 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる。

- 1 農林水産大臣又は環境大臣が必要があると認めて登録外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 2 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又は検査所に登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払つて集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、

又は忌避されたとき。

3 . 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

4 . 登録外国製造業者又はその国内管理人がこの法律の規定に違反したとき。

2 前項の規定により登録を取り消された者は、取消しの日から1年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。

3 第6条の3第3項の規定は第1項の規定による登録の取消しについて、第14条の2の規定は同項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(検査所に対する命令)

第15条の6 農林水産大臣は、第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の検査、第13条の2第1項の集取及び立入検査、第14条第3項の検査並びに第15条の3第2項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(農業資材審議会)

第16条 農林水産大臣は、第1条の2第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、第6条の3第1項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第9条第2項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は第14条第3項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、農業資材審議会の意見を聞かなければならない。

2 環境大臣は、第3条第2項(第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第12条の2第1項若しくは第2項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第12条第1項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

(協議等)

第 16 条の 2 農林水産大臣は、水質汚濁性農薬について、公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第 9 条第 2 項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、第 3 条第 2 項 (第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定により第 3 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第 12 条第 1 項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

(適用の除外)

第 16 条の 3 農薬を輸出するために製造し、加工し、若しくは販売する場合又は除草剤を輸出するために販売する場合には、この法律は、適用しない。

(事務の区分)

第 16 条の 4 第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(罰則)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 . 第 2 条第 1 項、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 10 条の 2 (第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)、第 11 条又は第 12 条第 3 項の規定に違反した者
- 2 . 第 9 条第 2 項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者
- 3 . 第 9 条の 2 又は第 10 条の 4 第 2 項の規定による命令に違反した者
- 4 . 第 12 条の 2 第 2 項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者

5 . 第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 . 第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 10 条、第 15 条の 2 第 5 項又は第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者
- 2 . 第 13 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 3 . 第 15 条の 3 第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 18 条の 2 第 5 条の 2 第 3 項、第 6 条第 1 項、第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項又は第 6 条の 6 の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 19 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 1 . 第 17 条第 1 号（第 2 条第 1 項又は第 9 条第 1 項に係る部分に限る。）、第 2 号又は第 3 号（第 9 条の 2 に係る部分に限る。）1 億円以下の罰金刑
- 2 . 第 17 条（前号に係る部分を除く。）、第 18 条又は第 18 条の 2 各本条の罰金刑

第 20 条 第 17 条の犯罪に係る農薬で犯人の所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知つてその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第 21 条 第 15 条の 6 の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、20 万円以下の過料に処する。

【 食品衛生法（抜粋） 】

食品衛生法 （昭和22年12月24日 法律第233号）
（平成15年5月30日最終改正）

第1章 総則

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第2条 国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第3条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販

売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。
- 3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第4条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

- 2 この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。
- 3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。
- 4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採集の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- 5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。
- 6 この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を対象とする飲食に関する衛生をいう。
- 7 この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

- 8 この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
- 9 この法律で営業者とは、営業を営む人又は法人をいう。

第2章 食品及び添加物

第5条 販売（不特定多数又は多数の者に対する販売以外の授受を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行わなければならない。

第6条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 1．腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。但し、一般に人の健康を害する虞がなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 2．有害な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りではない。
- 3．病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を害する虞があるもの。
- 4．不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を害する虞があるもの。

第7条～第9条 （略）

第10条 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤又は食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第 11 条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

第 12 条 ~ 第 14 条 (略)

第 3 章 器具及び容器包装

第 15 条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

第 16 条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着した人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第 17 条 (略)

第 18 条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第19条 (略)

第20条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

第21条～第70条 (略)

第11章 罰則

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

1. 第6条(第62条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第9条第1項又は第10条(第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
2. 第7条第1項から第3項までの規定による禁止に違反した者
3. (略)

2 (略)

第72条 第11条第2項(第62条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第16条(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第19条第2項(第62条第1項において準用する場合を含む。)、第20条(第62条第1項において準用する場合を含む。)又は第52条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1. 第9条第2項、第18条第2項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第25条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、第26条第4項(第62条第1項において準用する場合を含む。)又は第58条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
2. 第8条第1項(第62条第1項において準用する場合を含む。)又は第

17条第1項(第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)
の規定による禁止に違反した者
3.~5. (略)

第74条~第79条 (略)

附則 (略)

【 生鮮食品品質基準 】

制定 平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 514 号

改正 平成 16 年 9 月 14 日農林水産省告示第 1706 号

(適用の範囲)

第 1 条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の表の左側に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生鮮食品	加工食品（加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）第 2 条に規定するものをいう。）以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

(表示事項)

第 3 条 生鮮食品の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成 5 年政令第 249 号）第 5 条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器

又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。

ただし、国産品にあっては市町村その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

(ア) 国産品(国内における飼養期間が外国における飼養期間(2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。)より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。)にあっては国産である旨を、輸入品(国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。)にあっては原産国名(2以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名)を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

(イ) 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ 水産物

(ア)国産品にあつては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ)の規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 内容量

計量法（平成4年法律第51号）の例により表示すること。

2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。

3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 第3条に規定するもののほか、放射線を照射した製品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）にあつては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければ

ばならない。

- 2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

別表（第2条関係）

- 1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）
- （1）米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
玄米、精米
 - （2）雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
 - （3）豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み未成熟のものを除く。）
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
 - （4）野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。）
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
 - （5）果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び冷凍したものを含む。）
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、穀果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
- 2 畜産物
- （1）肉類（単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
 - （2）食用鳥卵（殻付きのものに限る）
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- 3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛

り合わせたものを除く。)、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

附 則(平成16年9月14日農林水産省告示第1706号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年10月1日以前に一般消費者に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の生鮮食品品質表示基準の規定の例によることができる。

三重県食の安全・安心確保基本方針

趣旨

平成13年9月の牛海綿状脳症（BSE）の発生や食品の虚偽表示が発端となり、その後の無登録農薬の違法販売や使用などにより消費者の食に対する不安や不信感が増大し、安全な食品へのニーズが著しく高まっています。

食の安全・安心を確保するためには、県は自らの役割を着実に実施するとともに、事業者は自主管理による安全な食品の生産・供給をおこない、消費者は食品の特性を正しく理解して消費することが必要です。

この基本方針は、県の取組姿勢を明らかにし、消費者、事業者、県行政などの協働による総合的な取り組みをすすめて、「県内で消費される食品、県内でつくられた食品は安全・安心」という食に対する信頼感を高めようとするものです。

取り組みの基本姿勢

食の安全・安心は、食に関わるすべての主体が「価値の重要性を共有」し、「責任ある行動」をとるとともに、「協働」することによって確保されるものです。

県は、それぞれの主体が食の安全・安心確保を進める環境をつくるため、4つの枠組みで施策を推進します。

- 1 生産から消費にいたるまでの一貫した監視・指導システムの確立
- 2 食の安全・安心確保に取り組む事業者が評価され、経営面において有利に働く環境の整備
- 3 情報公開などにより消費者の合理的な選択を促進する環境の整備
- 4 消費者、事業者などの自主的活動が県民運動へ広がる環境の整備

具体的な施策

- 1 生産から消費にいたるまでの一貫した監視・指導システムの確立
科学的知見に基づく監視、指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映してその内容を充実します。

(1)生産環境に関する調査

有害物質等による生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

(2)生産資材に関する調査

種苗、農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等について、立ち入り調査を実施します。

(3)生産段階の基準の作成・指導

防除基準や施肥基準等の各種基準を作成するとともに、生産履歴等の記帳の普及および種苗、農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等に関する情報提供や指導を充実します。

(4)製造・流通段階の監視・指導

食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等による監視指導の内容、体制を強化します。

(5)検査体制の充実

微生物、残留農薬、残留医薬品、遺伝子組み換え食品等に関し、県内で流通する食品について、検査体制を充実します。

2 食の安全・安心確保に取り組む事業者が評価され、経営面において有利に働く環境の整備

消費者、事業者への情報提供の充実や消費者に安全・安心を提供する事業者の取り組みに対し支援します。

(1)消費者への情報提供

消費者に対し、食の安全・安心に努力する事業者の情報を発信します。

(2)事業者への情報提供

食に関する法令や生産資材に関する情報等、事業者が必要とする情報を利用しやすい形で提供します。

(3)自主的な管理体制確立に対する支援

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な情報の提供、指導・助

言、技術開発を行います。

(4) 自主的な情報発信等に対する支援

消費者が合理的に食を選択できるトレーサビリティシステムや各種表示制度の導入などに取り組む事業者に支援します。

3 情報公開などによる消費者の合理的な選択を促進する環境の整備

消費者が食の安全・安心について十分理解したうえで判断、選択を行えるよう、消費者起点の情報提供を充実させます。

(1) 情報提供の推進

インターネットや学習講座などの多様な手段を活用し、消費者が利用しやすい形での情報提供を推進します。

(2) 学校での食に関する教育の推進

子供の頃から、食の安全・安心について考える力を養うため、学校における食に関する教育を推進します。

(3) 相談体制の充実

消費者からの食の安全・安心や食品表示に関する相談等に迅速に対応できる体制の充実を図ります。

4 消費者、事業者などの自主的活動が県民運動へ広がる環境の整備

消費者や事業者などによる主体的な活動を促進し、食の安全・安心への取り組みが消費者、事業者、行政のパートナーシップによる県民運動として発展するための環境整備を進めます。

(1) 主体的な活動への支援

食の安全・安心確保のための取り組みを主体的に行う消費者や事業者に対してその活動を促進するため、人材の育成、情報の提供などの支援を行います。

(2)活動主体の連携・交流の促進

食の安全・安心に関する取り組みを主体的に実施する消費者や事業者などの活動の情報発信や連携・交流を促進します。

(3)県民運動への展開

県民が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食の安全・安心確保の取り組みが県民運動として全県的に広がるよう、積極的に行動していきます。

5 施策を効果的に推進するために

県民、事業者、市町村、国との連携を強化するとともに、施策の推進にあたり効率的な組織を編成します。

(1)県民との協働

食の安全・安心確保のための施策を立案・実施するにあたって、懇話会等の開催により、消費者、事業者、行政等との相互理解を図るとともに、広く県民意見を把握し、施策への反映に努めます。

(2)関係自治体・国との協働

食の安全・安心を確保するために、関係自治体及び国と協働して施策を推進できるよう努めます。

(3)行動計画の策定

食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、施策に関する行動計画を策定し実行していきます。

平成15年 1月28日策定

【基本方針用語解説】

【 牛海綿状脳症（BSE） 】

1986年（昭和61年）に英国で初めて報告された牛の病気で、脳に海綿状（スポンジ状）の変化を起こし、発症してから2週間から6ヶ月で死亡します。感染してから発病までの潜伏期は2年から8年です。

【 合理的な選択 】

正確な食品の情報、表示により、個人のあらゆるニーズを的確に求められるような選択をいいます。

【 科学的知見 】

主に統計学を用いたサンプル抽出をいい、その他、最新の科学的情報を取り入れた検査、調査手法をいいます。

【 防除基準 】

登録農薬（農薬取締法）の中から、劇毒物や毒性の高いものを極力排除し、県内各地域の資材展示圃での評価、流通量等を総合的に判断し、県（病害虫防除所、科学技術振興センター農業研究部、農業改良普及センター等）が「三重県病害虫防除基準」として作成したもの。農協等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

【 施肥基準 】

県（科学技術振興センター農業研究部、農業改良普及センター等）が土壌肥料学的見地から作物毎の適正施肥量等を5年ごとに決定したもの。農協等が作成する「栽培暦」への指導基準になっています。

【 生産履歴等の記帳 】

生産現場において、栽培に要した手法、資材の使用手法等、日々の工程を記録することをいいます。

【 トレーサビリティシステム 】

食品の安全を確保するために、栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にし、品質追跡ができるシステムをいいます。

【 パートナーシップ 】

提携、協力関係、連合の意味。経営用語では、「共同経営」や「組合関係」の意味で用いられる場合があります。

参考文献及び引用文献等

- ・「2000年改正対応版 よくわかるISO」
日本能率マネジメントセンター（2002）
- ・「ISO9001：2000規格解説セミナー」テキスト
株式会社イーエムジャパン（2003）
- ・「ISO9000 審査員研修コース」テキスト
株式グローバルテクノ（2003）
- ・「2000年版 ISO9000要求事項及び用語の解説」
日本規格協会
- ・「新ISO9001わかりやすい解釈」
株式会社ISO・マスターズ（2003）
- ・「図解ISO語事典」
オーム社／出版局（2003）
- ・2000年版対応 ISO9000品質マニュアルの作り方」
日科技連
- ・「有機農産物認定のための生産行程管理者ブック」
NPO法人 日本オーガニック検査員協会（2000）
- ・「JISQ 9001：2000 品質マネジメント規格」
日本規格協会
- ・「JISQ 9004：2000 品質マネジメントシステム パフォーマンス改善の指針」
日本規格協会
- ・「JISQ 19011品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針」
日本規格協会
- ・「こうすればHACCPができる」
日科技連（1999）
- ・「HACCP：衛生管理計画の作成と実勢 総論編」
中央法規（2001）
- ・「適正農業規範（GAP）導入の手引き」
環境文化創造研究所（2002）
- ・「生鮮野生衛生管理ガイド」
（社）日本施設園芸協会（2003）
- ・「よくわかるISO9001+HACCP入門」
日刊工業新聞社（2003）

- ・「食品衛生学」
講談社サイエンスティフィク（２００２）
- ・「HACCP実践のための一般衛生管理マニュアル」
財団法人 食品産業センター（２０００）
- ・「自主管理の導入 STEP 2」
東京都（１９９８）
- ・「自主管理の導入 STEP 3」
東京都（１９９８）
- ・「食品衛生小六法（平成１６年度）」
新日本法規（２００３）
- ・「みえの農産物安全・安心確保モデル育生事業HACCP研修会テキスト」
上田 修（２００３）
- ・三重県版農産物品質・衛生管理マニュアル ～ISO-HACCP手法を取り入れての試行～
三重県農林水産商工部（２００４）
- ・安心きのこ生産マニュアル、安心きのこ生産マニュアル解説書
全国食用きのこ種菌協会（２００３）
- ・農林水産省ホームページ